



原発メーカー訴訟弁護団通信 第2号

Newsletter of the Class Action Against the Nuclear Reactor Builders

編集・発行： 原発メーカー訴訟弁護団事務局

住所： 〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階

アールイツ法律事務所気付

eMail Address : info@maker-sosho.main.jp; Website : <http://maker-sosho.main.jp>

原発メーカー訴訟原告の皆さま

原発メーカー訴訟弁護団通信第2号をお届けいたします。今回は重要なお知らせを同封しておりますので、前回と同様に国内の原告全員宛に郵送というかたちいたしました。同封されているものは「原発メーカー訴訟弁護団通信第2号」「崔勝久氏に関する弁護団声明」の2点ですので、ご確認ください。

また、脱原発弁護団全国連絡会共同代表を務める河合弘之弁護士が原発メーカー訴訟弁護団共同代表になり、体制を強化することになりました。河合弁護士からご挨拶があります。

本弁護団通信は、原発メーカー訴訟原告にお送りしています。お知り合いの原告の方で、本通信が届いていないという方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

原発メーカー訴訟弁護団事務局

弁護団とのホットライン開設！

このたび、弁護団ではご質問やご意見を電話で受け付ける時間を設けることとしました。

メールやお手紙では回答までに時間がかかることもありますので、ぜひこの機会をご利用ください。

寺田伸子弁護士が待機して、対応いたします。

毎週木曜日 16時～18時（元旦、1月8日を除く）

電話番号 アールイツ法律事務所 03-6264-1990

*できるだけ多くの方にご利用いただくため、通話時間を制限することがありますが、ご了承ください。

*ひとまず第1回口頭弁論期日までの開設といたします。



原発メーカー訴訟弁護団通信 第2号 (2014.12.9)

目次

- 1) 原発メーカー訴訟の現在の状況（弁護団事務局 吉田理人）
- 2) 弁護団の共同代表を引き受けることになりました。（弁護団共同代表 河合弘之）
- 3) 原告団新体制の発足に向けて（弁護団共同代表 島昭宏）
- 4) ノー・ニュークス権と大飯原発差止判決（大飯原発差止訴訟福井弁護団事務局長 笠原一浩）
- 5) 弁護士のつぶやき～第1回 「半人前扱いでいいですか？」（弁護士 吉田理人）
- 6) ハガキ通信欄にお答えして（弁護団事務局長 寺田伸子）
- 7) 第1回訴状学習会報告と今後の予定
- 8) 弁護団通信発行の費用と会計
- 9) 映画『日本と原発』



1) 原発メーカー訴訟の現在の状況

原発メーカー訴訟（平成26年〔ワ〕第2146号事件、同5824号事件）について、12月3日に、東京地裁民24部の裁判官と5回目の打ち合わせを行いました。

これまで、裁判所との間で、当事者目録（原告の方の氏名及び住所を記載した名簿）と訴訟委任状の照合及び整理作業を続けてまいりましたが、まだ若干当事者目録の修正が必要とのことです。

また、前回の弁護団通信でお知らせしたとおり、委任状の再提出等をお願いをしている原告のうち、どうしても連絡のつかない方やお返事いただけない方については、訴訟の取り下げの手続きをとらせていただく必要があります。

上記当事者目録の修正及び上記事情により訴訟を取り下げざるを得ない原告の方の訴訟の取り下げの手続きが終了次第、裁判所は、被告ら（GE、日立、東芝）に対し、訴状の送達を行うということです。

訴状の送達とは、被告らに今回弁護団の作成した訴状を送る手続きであり、これにより、被告らも、こちらの主張の具体的な内容を知るところとなり、反論の準備に入ります。

訴状送達後のスケジュールですが、訴状送達後、被告らの代理人弁護士がわかった段階で、裁判所にて、被告ら代理人を交えたかたちで、今後の訴訟の進行を協議するための期日を持つ予定だとのことです。その期日の中で、双方調整の上、第1回期日の指定を行うということになりました。

また、同打ち合わせ期日に出席された原告の方から、裁判所に対し、島弁護士を除く弁護団弁護士の復代理人への移行と、一部原告についての弁護団弁護士の辞任について質問がありました。裁判所からは、これまで直接問い合わせをいただいた弁護士および原告に対しては、裁判所の見解はすべて伝えましたという説明と、あとは原告及び弁護士の内部問題なので、当事者側で話し合い解決してくださいという話がありました。これは、当事者側の内部の問題については、裁判所は関与できないということ、裁判所からご説明いただいたものです。

裁判所は、今回の打ち合わせでは、今後の進行について、具体的な日程の明言はしませんでした。当弁護団は、当事者目録の整理等の作業がスムーズに進めば、年内に被告らに訴状送達が行われ、1月から2月に被告ら代理人との進行協議を行い、2月から3月ごろに第1回期日が行われることになるのではないかと考えています。

ついに、原発メーカー訴訟も被告らとの具体的な攻防が始まろうとしています。原告の皆さんと弁護団が力を合わせながら、この重要な意義をもつ訴訟に挑みましょう。

弁護団事務局 吉田理人

2) 弁護団の共同代表を引き受けることになりました。

私たちが闘いを挑んだのは超巨大かつグローバルな敵です。

原告と弁護士が心をひとつにして信頼し合わなければとても立ち向かうことができません。

この道は困難な荊の道です。しかし、私たちは勝つまで闘い続けましょう。

そうすれば、私たちは負けることはないのです。

日本の原子力ムラと世界の原子力マフィアを倒すまで力を合わせて闘おう。



弁護団共同代表 河合弘之

3) 原告団新体制の発足に向けて

1 代理人の辞任

すでに多くの方がご存じかと思いますが、当弁護団は、別紙「崔勝久氏に関する弁護団声明」の通り、原発メーカー訴訟の会（以下「訴訟の会」といいます）事務局長であった崔勝久氏の代理人を辞任いたしました。ここに至る経緯は苦渋に満ちたものであり、我々も最後の最後まで他の選択肢による穏便な解決の道を模索いたしました。しかしながら、当弁護団に委任された大多数の原告の皆さんの思いにお応えするため、これ以上問題を先送りすることは許されないものと判断し、残念ながらこのような決断に至りました。

以下、この混乱の経緯につき、その概略をご説明いたします。

2 信頼関係の喪失

問題の発端は、崔勝久氏を事務局長とするNPO法人NNAAが、本訴訟の準備に取り掛かった際、NNAAと訴

訟の会の峻別をせずに NNAA のメンバー数人だけで総会を開催し、事務局を発足させたことにあります。そのことが、両者の趣旨の混同を招き、崔氏が重視する差別問題に過度に偏った発信を許容することにつながっていきました。原発メーカーの責任の有無を問う本訴訟には、原発の危険性、放射能による健康被害、エネルギー問題、原発体制を頑なに保護しようとする仕組みの不合理性、そして新しい人権としてのノー・ニュークス権等、極めて多くのテーマが含まれています。差別の問題もその一つであり、原発体制を問う上で重要なテーマであることは確かですが、本訴訟における主たる論点ではありません。

ところが崔氏は、2014 年春頃から、訴訟の会のメーリング・リスト（ML）やフェイスブック（FB）に連日、自身のブログを貼り付けたりしながら、時に原発とは全く無関係の差別問題等についての投稿を続けていきました。本訴訟等をいわばシングル・オピニオンの活動と見なされることは、運動の拡がりを阻害することになり、何より約 4000 名の原告が弁護団に委任した趣旨と合致しないことは明らかです。そこで、本訴訟等の範囲を越えた差別問題の発信を控えるよう、再三に渡って申入れをし、最終的に 5 月ころ、私が、同氏自身の思うことを自由に発信していくためにも、訴訟の会を代表する立場である事務局長を交代するよう提案したことから、対立は深刻化しました。この間、言葉のやり取りや感情的な行き違いなどもあり、双方の真意が伝わらず、同氏の態度の硬化を招くこととなった面もあったと思います。

その後、数か月間に渡り、合意形成に向けた様々な努力がなされてきましたが、関係者らの期待に反し、同氏は多数の ML や FB といったインターネット等を利用して、私や弁護団に対する攻撃を繰り返しました。しかもその内容は、多数の虚偽事実を含む個人名を挙げた誹謗中傷であり、これらの約 6 か月間に及び今なお続く行為によって、弁護団との信頼関係は大きく毀損されていきました。

3 会計問題

さらにその後、新たな問題が露見しました。原告及びサポーターの年会費の徴収開始から 1 年以上が経過する間、一度も会計報告が行われない中、本年 9 月の拡大事務局会議に出席した原告数名から、同会議にて会計の不明朗な支出が疑われる発言があったとの報告が、弁護団に対してなされました。そこで、弁護団から会計資料の開示を求めましたが、これに対する明確な回答がなかったため、10 月 4 日に開催された事務局と弁護団の呼び

かけによる合同会議の場で、会計監査に必要な資料の引渡しを弁護団メンバー全員の連名による書面で求めました。しかし、これに対しても、崔氏は、会計担当者等、他の 3 名の事務局員と相談することもなく、即座にこれを拒絶しました。

そしてその後、同氏は、本訴訟等のための国際連帯という名目で、韓国、フィリピン等を訪れ、その費用を訴訟の会から支出するよう会計担当者に求めました。ところが、原告募集が終了した現在、訴訟との関係が不明確であるとしてこれを拒絶されたため、今度は訴訟の会 ML で、同担当者を批判するとともに、他の事務局員を通して、原告らに「これは、訴訟のために不可欠な渡航である」旨訴え、カンパを求める投稿をし、その振込先として訴訟の会の銀行口座を利用しました。この間、数人の原告からは反対意見も出されましたが、同氏は帰国後、臨時役員会なるものを開催し、その後の国内数か所での原告との面談のための旅行費用を含む支出を決定したとして、再び会計担当者に強い要求を繰返したのです。

しかしながら、同氏の言う臨時役員会は、会長宅における一部の役員による単なる意見交換で、会長自身も役員会であるとは認識していなかったことが後日判明しました。

このように、同氏が原告に留まる以上、事務局長の立場を利用した行為を継続し、本訴訟等に大きな損害をもたらすことは明らかです。したがって、弁護団としては、他の多くの原告への責任という観点からも、非常に遺憾ながら、断固たる措置を講じるほかないという結論に至りました。

4 新たな体制へ向けて

本訴訟は、原告の確定に時間を要したため、未だ訴訟は係属していませんが、来年の早い時期に第 1 回口頭弁論が開かれることは確実です。我々弁護団としては、この混乱を早期に収拾し、訴訟活動に専念しなければならない時期を迎えています。

そこで、この度の混乱が本訴訟等及びその周辺の人々にまで波及する事態にまでなった原因が、私自身の力不足にもあるという反省をも踏まえ、弁護団体制の強化を目的として、脱原発弁護団全国連絡会の共同代表でもある河合弘之弁護士との共同代表制を採ることとしました。

また、原告団についても、新たな体制の構築が求められます。そのため、今後は弁護団とも従来の事務局とも独立した形で、原告有志の方々を中心に原告団設立総会の準備等に取りかかっていたいただくことを期待していま

す。

どうぞ、皆様のご理解とさらなるご支援をお願いいたします。

弁護団共同代表 島 昭宏

4) ノー・ニュークス権と大飯原発差止判決

(大飯原発差止訴訟福井弁護団事務局長 笠原一浩)

1 ノー・ニュークス権とその法的根拠

本訴訟は、その柱として「ノー・ニュークス権」を訴えています。

我々は、憲法 13 条の幸福追求権及び 25 条の健康で文化的な最低限度の生活を保障される権利から導かれる新しい人権「原子力の恐怖から免れて生きる権利」=「ノー・ニュークス権」を高らかに宣言する。(当訴訟 HP より)

これに類するものとして、環境法の教科書によく出てくる権利としては、人格権（人が人として相応しく生きていくために保障される権利。憲法 13 条、25 条を根拠として認められており、人格権に基づく原発差止が認められること自体は、敗訴判決を含め、ほぼすべての原発訴訟判決が認めています）の一環としての、平穏生活権が挙げられます。例えば、大塚教授の「Basic 環境法」403 p には、「生命身体に対する侵害の危険が、一般通常人を基準として、不快感等の精神的苦痛のみならず、平穏な生活を侵害していると認められるときには、人格権の一種としての平穏生活権の侵害として差止請求権が認められる」とあります。

とりわけ原発の存在が平穏な生活を侵害することは、福島第一原発事故を経た今では、世界中の誰の目にも明らかとなりました。

2 歴史的な判決に至るまでの人々の動き

さて、福井地方裁判所は、去る 5 月 21 日、大飯原発 3、4 号機の運転差し止めを認める歴史的判決を言い渡しました（以下「本判決」）。判決が言い渡された瞬間、弁護団や原告団事務局が、「差し止め認める」「司法は生きていた」という垂れ幕を掲げましたが、特に後者について深い共感を寄せた市民は多かったことでしょう。

この判決は、仮処分決定を別とすると、福島第一原発事故後初めての、原発裁判における司法判断です。福島第一原発事故の被害を踏まえ、行政庁の判断を追認してきた裁判所の姿勢に変化が生じることが、多くの市民から期待されていましたが、この判決は、その期待に十二分に応えるものとなりました。

福井県嶺南地域（県南西部。原子力発電所が立地する敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町の四市町に、小浜市、若狭町を加えた六市町を指します。人口約 15 万人）には全国の四分の一を超える 15 基の原子力発電所が立地しています。にもかかわらず、自治体財政や雇用など、地域経済における原子力発電所の比重が次第に大きなものとなってきたことから、福井県、とりわけ嶺南地域において原子力発電に対する反対の声を上げることは、少なくとも 3.11 以前には、容易ならざる行為でした。ただし、小浜市では、明通寺の中島哲演住職（第 2 次提訴の原告となり、その後、原告団代表にもなって頂きました）の活動に見られる粘り強い活動があり、現在に至るまで幾度にもわたって原子力発電所や中間貯蔵施設の建設を阻止してきました。

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災及びそれに続く福島第一原発事故を機に、そうした福井県内でも様々な市民が、脱原発に向けて意見表明をする必要があると考えて、県当局への要望活動、原発再稼働に抗議する集会、専門家を招いての勉強会などの活動を行ってきました。先ほど述べた福井地裁への提訴も、こうした動きの重要な一つです。

この福井での提訴は、前日の太陽（原発に象徴される、環境や人権を犠牲にして「繁栄」を目指す古い社会システム）が最も遅くまで輝いていた地でこそ、翌日の太陽（脱原発に象徴される、自然の有限性を踏まえた新しい社会システム）は最も早く昇ることを象徴している、私個人としてはそのようにとらえています。

3 大飯判決とノー・ニュークス権

この判決が「ノー・ニュークス権」を認めたものと断じてよいかは、今後、法学者をはじめとして、様々な人々によって検討される必要があるでしょう。しかし少なくとも、この判決が、「ノー・ニュークス権」の確立に資するところは、極めて大きいといえます。

本判決の要旨、全文とも、原告団 HP <http://adieunpp.com/download&lnk/download.html> にアップされていますので、まだ読んでいない方は（すでに読んだ方も）、ぜひ一読ください。そして、ぜひ、周りの人たちにも広めてください。

特に、判決要旨の最初のページと最後のページをご覧ください。最初のページでは、人格権が憲法上最も高い価値を有すること、最後のページでは、原発事故こそ本当の意味で国の富を失わせることや、ましてや CO2 削減を口実に原発を推進することが言語道断であることが、大変美しい日本語で書かれています。

また、福島第一原発事故に関する言及は、私たちが直面している「原子力の恐怖」、私たちが免れなければならない「原子力の恐怖」を、極めて克明に示しています。

訴状（こちらも上記HPに掲載）を作成する際、私は最初（第1）と最後（第8）、それに福島原発事故（第2）の一部を担当しましたので、判決の上記部分とほぼ同じ内容のことを書いたこととなりますが、おそらく判決の方がより美しい文章になっていると思います。裁判官の資質もさることながら、訴状を提出してから判決までの間に、福島から避難してこられた、あるいは若狭現地に住む原告の皆さんが口頭弁論で行った意見陳述の際、美しい福島の大地が原発事故により踏みにじられたことや、原発間近に暮らす不安などに、裁判官がじっくり耳を傾けたこと、あるいは、原告以外にさまざまな市民の皆さんの意見を目にしたことも、直接間接に、今回の判決に影響したことでしょう。そういう意味では、原告団の勝利であるのはもとより、皆さん全体の勝利だということができます。改めて、お礼申し上げます。

一方、そのような素晴らしい判決だからこそ、原子力ムラからは猛烈なバッシングがなされています。新聞の識者コメント欄を見ると、御用学者の先生方が、『判決は科学を理解していない』と述べています。しかし、少なくとも御用学者の先生方よりは、裁判所の方が、はるかに科学の本質を理解しています。科学的知見とは、決して固定したものではありません。例えば、今でこそ地動説が常識ですが、かつては天動説が常識でした。ましてや、原子力のような複雑な技術であれば、複数の科学的知見が存在するのがむしろ当然です。

モンテスキューは、今から200年以上も前に『法の精神』で、『立法、行政、司法が一つの手に握られることがあれば、すべては失われてしまうだろう』と警告しました。もし、行政がよって立つ見解のみが正しく、裁判所はそれに従わなければならないのであれば、憲法が三権分立を定め、司法権に紛争解決機能を与えた趣旨が失われてしまいます。現に福島第一原発事故では、原発訴訟において司法が行政追認の判断を続けた結果、多くの人々が「すべては失われる」苦しみを味わうことになりました。

この判決は、そうした科学の本質、そして司法権の本質を踏まえ、従来の原発訴訟においてしばしば見られたような、（行政庁が依拠する）一方の見解が正しくて他は採用するに足りないと思える愚を犯しませんでした。判決は、どの科学者も（関西電力自身も）認めるような事実を基礎にして、また「右災害（注：原発事故による悲惨な災害）が万が一にも起こらないようにする為（後

略）」と述べた最高裁第1小法廷平成4年10月29日判決（伊方最高裁判決）の趣旨を民事訴訟に妥当する限りで踏まえ、ある意味では常識的といえる判断を行ったものです。

原子力発電所は、地震などの緊急事態が発生した場合、原子炉の運転を止めた上で、放射性物質を冷却し、かつ外部に漏れないようにしないと、福島第一原発で見られたような放射性物質による深刻な被害を引き起こします。ところが、①関電も、1260ガル（基準地震動の1.8倍）を超える地震動には打つ手がないことを認めているところ、2005年から2011年までのわずか6年の間に、基準地震動を超える地震動が原発を襲ったケースが5例もあり、現在でも関電などが基準地震動を策定する方法は、従来と基本的には変わりません。②しかも、その基準地震動（700ガル）以下の地震動によつてすら、外部電源や主給水ポンプといった、冷却にとって最も重要な装置が破損する可能性があります。③また、高レベルの放射性物質である使用済核燃料は、堅固な容器に覆われているわけではありません。

判決が認めた①～③の事実は、いずれも、関電も特に争っていないことです。ちなみに①に関連して、基準地震動が基本的に地震動の平均像で作られてきたことや、平均からずれた地震がいくらかでもあることは、地震動予測の第一人者であり、原発の耐震設計を主導してきた入倉孝次郎京都大学名誉教授も明確に認めています（2014年3月27日付愛媛新聞）。

さらに、本訴訟は、大飯原発が規制基準に適合していない（または規制基準が不合理である）ことを理由に国の設置許可の無効や取り消しを主張する行政訴訟ではなく、原発の運転による人格権侵害を理由に運転差止を求める民事訴訟であることから、新規規制基準への適合性や基準の合理性そのものは、争点となりませんでした。本判決は①～③等で述べたように大飯原発の危険性を指摘するところ、①新規規制基準も、過去の地震の平均像を基準にして基準地震動を策定する従来の手法に対して、何ら改善を求めておらず、また②新規規制基準は外部電源等の重要な設備について、十分な耐震安全性を有することを求めていません。③使用済核燃料を保護する容器についても同様です。

そうすると、国の規制基準では、到底安全性を確保することができないことになり、本判決の当該指摘は、事実上、国の規制基準の問題点をも指摘するものでもあります。

政府も時に誤ることから、その過ちによって「すべてが失われる」ことのないよう、司法府がその誤りを

チェックする。このことは、立法府も時に誤ることから、その過ちによって「すべてが失われる」ことのないよう、過った立法—原賠法—の違憲性をチェックするよう求めている本訴訟にとっても、きっと参考になるでしょう。

そして、このような判断がなされた背景に、福島第一原発事故の深刻な被害があったことは疑うべくもありません。判決はこう述べています。「福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」

4 おわりに

福島第一原発事故にもかかわらず、日本政府は日本同様の地震国・トルコや、日本同様の人口密集国・ベトナム等への原発輸出を進め、原発メーカーは率先してこの動きを進めています。大飯訴訟の福井弁護士事務所局長である私は、ぜひこの名判決をトルコやベトナムの人々にも知って頂きたいと思い、判決要旨をトルコ語やベトナム語に翻訳しました。 <http://adieunpp.com/download&lnk/download.html> 皆さんにも、ぜひ、これ以上の原発事故を防ぐため、お力添えを頂けると幸いです。

5) 弁護士のつぶやき～第1回

今回から、「弁護士のつぶやき」と題し、弁護士のコラムをはじめます。弁護団参加弁護士が交代で執筆いたしますので、お楽しみに。

「半人前扱いでいいですか？」(弁護士 吉田理人)

11月21日衆議院が解散され、12月14日に衆議院議員選挙が行われることになりました。今回の解散総選挙は、何のための解散総選挙なのか、その意義がわからないという声をよく聞きます。しかし、その意義がわからなくても、総選挙は、国民の意思を明らかにするための重要な手続であることには変わりません。是非、皆さんの思うところを投票行動で示していただけたらと思います。

選挙は、国民の意思を明らかにするための重要な手続ですが、この国会議員選挙という重要な手続について、「違憲状態である」とする判決を、最高裁判所が近年何度も出しているということをご存知の方も多いためです。

衆議院解散後の11月26日にも、最高裁判所が、2013年に行われた参議院議員選挙が違憲状態であったとする判決を言い渡しました。違憲状態とされる根拠は投票価値の不平等な状態にあります。

選挙は、民主主義の根幹となる手続であり、投票価値の平等は憲法の保障する国民の重要な権利のひとつです。したがって、このような違憲状態は早急に是正されなければなりません。

現在、衆議院議員選挙では、投票価値の最大格差が、2倍を超える場合には違憲状態になると一般に考えられています。そして、今回12月14日に投開票予定の衆議院議員選挙の投票価値の最大格差が2倍を超えるということは既にマスメディアでも報道されています。したがって、今回の選挙でも、選挙無効を求める訴訟が起こされれば、最高裁判所が、違憲状態の判決をすることは、現実視されており、場合によっては、さらに踏み込んで、選挙無効の判決が下されることもあるかもしれません。ところで、投票価値の格差とはなんのでしょうか？

これは、選出議員1人あたりの有権者数の差を意味します。小選挙区制の選挙の場合、1選挙区から選出される議員は1人ですから、その選挙区内の有権者数が20万人の選挙区と、40万人の選挙区を比較した場合、40万人の選挙区の有権者のもつ1票の価値は20万人の選挙区の有権者の1票の価値の半分しかないということになります。このように選出議員1人あたりの有権者数が多い選挙区の有権者数が、少ない選挙区の有権者数の2倍を超えている状態が、「投票価値の格差が2倍以上」と言われている状態なのです。

格差が2倍以上といわれると少し分りにくいかもしれませんが、格差が2倍以上ということは、有権者数の多い選挙区の有権者の投じた1票は、少ない選挙区の1票の半分以下の価値しかないということです。すなわち、語弊を恐れずにいうのであれば、ある地域に住んでいるというだけで、国から「半人前」扱いされてしまっている人々がいるということなのです。

このような不公平な状況はすぐにでも解消し、公平な選挙を実現して欲しいものですが、その選挙制度を改正するのは、選挙で選ばれる国会議員です。そこにこの問題のジレンマがあります。

国会議員は選挙で選ばれなければ職を失ってしまいま

す。したがって、落選のリスクがあることはしたくありません。公平な選挙を実現するために、現在の選挙区割の見直しを行えば、それまでと違う選挙区で戦わなければいけなくなってしまうかもしれませんし、それまで戦ってきた選挙区が拡大されそれまでと違う候補者と戦わなければならないかもしれません。そのことによって落選の危険が高まるかもしれないのです。

国会議員も人の子ですから、このように自分の職がかかっていることに及び腰になってしまうのも無理からぬことでしょうか。でも、そんな個人の利益のために半人前扱いされる方はたまったものではありません。

国会議員には、個人の利益を越えて、公平な目で国民のために選挙制度改革をして欲しいものです。私も、公正な目をもつ候補者を探しだし、その方に投票したいと思っています。

最後に、先程もご説明したとおり、今回の選挙は後の裁判で選挙自体が無効とされる選挙区も出てくる可能性があります。選挙結果だけでなく、その後の裁判の結果にも注目してみてください。

6) ハガキ通信欄にお答えして

現在までに受け取った返信ハガキのうち約 100 名の方々が通信欄にコメントを書いて下さいました。これらのコメントは弁護団全員で共有しております。弁護団通信を受け取って安心した、訴訟の意義の理解が深まったというお礼や、弁護団への激励のお言葉を沢山いただきありがとうございました。お手伝いの申し出、英語訳の申し出も多数いただきました。今回は間に合いませんでしたが、次回の発送作業などからご参加いただきたいと思います。またカンパをしたいという声も多数寄せられました。

一方で、MLの混乱に対する批判や、「訴訟の会」と弁護団の「対立」を心配され、意思の統一をはかって早く裁判に集中してほしいという声も多数ありました。全原告の利益を考慮してのこととはいえ、島弁護士の発言に誤解を招く要素があり、ご心配をかけたことは、お詫びいたします。共同代表制など弁護団体制の強化により、原告の皆様との、より円滑な対話を心がけてまいります。また、「原告団に相談もなく、弁護団からの通信は問題」と

というご意見もありましたので、その点についても弁護団の見解を述べておきます。

「訴訟の会」は原告を中心としつつサポーターを含む任意団体ですが、加入していない原告も存在しています。他方、原告と弁護団の関係は委任契約による一対一の関係であり、弁護団は各原告に対して訴訟に関するお知らせや報告をする必要があります。そして、「訴訟の会」事務局と弁護団の意思の疎通が困難であった状況では、弁護団が直接個々の原告に、訴訟に関する連絡をせざるをえないと判断しました。また、直接弁護団の声を届けてほしいという原告からのご意見もいただきました。今後、原告が確定し、正式に原告団が発足した段階で、原告団が原告団としての自立した機能を持ち、独自の通信を発行できるようになりましたら、双方の通信を統合して経費の節減もはかることも検討いたします。

サポーターが除外されているという批判もあると聞いていますが、弁護団通信は第一に訴訟における代理人から原告への連絡、報告という機能をもつものですので、現時点ではサポーターへの送付はしないことといたしました。弁護団はサポーターの名簿等を管理していないため、発送できないという実務的な事情もあります。

いずれ原告団の体制が整うにつれてサポーターとの役割分担や情報共有の仕方も整理されていくものと思います。弁護団が原告団、サポーターの皆さんと、訴訟の成功に向けて一致協力して働ける日も近いと信じます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

弁護団事務局長 寺田伸子

7) 第1回訴状学習会報告と今後の予定



12月3日(水) 6:30 pm より水道橋のスペースたんぼで、地裁との打ち合わせの報告に続いて、弁護団主催による第1回訴状学習会が行われました。「ノー・ニュークス権の実現を目指して— 訴状の構成・概要・各章の重要なポイントの解説」(島昭宏 弁護士/片口浩子 弁護士)(1時間)。この様子はビデオ撮影をされ、youtube にアップされていますので、ぜひご覧ください。

原発メーカー訴訟の会 HP (フロントページ) の右下ムービー欄でご覧になれます。
<http://maker-sosho.main.jp>

原告団事務局の立ち上げ合意

地裁打ち合わせ、訴状学習のそれぞれについての質疑応答のあと、原告からこの場を借りて前向きな意見交換をしたいとの発言があり、原告の話し合いがありました。

今回の訴状学習会のような場を積み重ねていくことが運動の実態であり、原告団の体制が整っていくことになるという意見で、弁護団と原告団の意思の疎通を円滑に行うための原告団事務局(決定機関ではない、原告団のための作業グループ)の立ち上げが合意されました。

次回の予定です。ふるってご参加ください。

第2回訴状学習会

日にち：2015年2月4日(水)
時間：18:30～20:30 (18:00開場)
場所：スペースたんぼ
会場費：1名500円
講師：笠原一浩 弁護士
主題：「大飯地裁判決の意義とノー・ニュークス権」

8) 弁護団通信発行の費用と会計

前回の弁護団通信にかかった費用は印刷費、郵送料など総額179,152円でした。今回はボランティアの方々が印刷作業からすべてやってくれましたので、費用は安くなる予定です。

「訴訟の会事務局」がこれらの支出を拒否していますので、印刷会社、郵便局への支払いは現在個人からの借

用金で賄っております。いずれ会計は正常化されることとなりますが、当面の資金の不足は今後の裁判に関わる活動にも支障をきたします。

そのため、弁護団名でゆうちょ銀行口座を開きましたので、ご協力いただける方はカンパをどうかよろしくお願いたします。

会計報告は、弁護団が責任をもっていたします。なお、残余金がある場合には、原告団体制が整った後に、残預金を、原告団の会計へ繰り入れ、訴訟活動及び原告団活動のための資金とさせていただきます。

また、すでに原告からカンパをお送りいただいています。第1回弁護団通信発行後に寄せられたカンパの総計は、72,602円です。

ゆうちょ銀行口座(普通総合)：

記号：10110

番号：4021431

加入者名：原発メーカー訴訟弁護団(ゲンパツメーカーソショウベンゴダン)

他金融機関からの振込の場合は：

店名：〇一八(読み ゼロイチハチ)

店番：018

預金種目：普通預金

口座番号：0402143

9) 映画『日本と原発』

前回の弁護団通信にチラシを同封しました河合弁護士監督の映画『日本と原発』は、評判が高く、連日立ち見の出る盛況です。同じ劇場での12月の上映が追加されました。河合監督はこの映画で原発の問題のすべてを網羅したと語っています。東京近郊にお住まいの方はぜひご覧ください。(席を確保するには上映1時間くらい前に行くことをお勧めします。)

12月12日 金曜日 19:00～ ※監督挨拶予定

12月13日 土曜日 19:00～ ※監督挨拶予定

上映時間：2時間15分

また各地での自主上映の予定も公式サイトをご覧ください。

<http://www.nihontogenpatsu.com/>

